

# 学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県塩尻志学館高等学校

## 目次

### 学校いじめ防止等のための基本方針

はじめに	4
<b>1 いじめ防止対策のための基本的な方針</b>	<b>4</b>
(1) いじめ問題に関する基本的な考え方	4
(2) いじめの定義	4
(3) いじめの基本的認識	5
(4) 学校として特に配慮が必要な生徒	5
(5) いじめ「解消」の定義	5
<b>2 いじめの未然防止</b>	<b>5</b>
(1) 生徒達や学級の様子を知る	5
(2) 認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり	6
(3) 命や人権の尊重	7
(4) 保護者や地域との連携	7
<b>3 いじめの早期発見</b>	<b>7</b>
(1) いじめに気づくには	7
(2) いじめ発見のポイント	7
(3) いじめの態様	8
(4) 早期発見の手だて	8
<b>4 いじめの早期対応</b>	<b>9</b>
(1) 基本的ないじめの対応	9
(2) いじめ発見時の緊急対応	10
(3) いじめが起きたときの対応	11
<b>5 ネット上のいじめ</b>	<b>12</b>
(1) ネット上のいじめとは	12
(2) 未然防止のためには	12
(3) インターネットの特殊性（生徒達に理解させるポイント）	12
<b>6 いじめ問題に取り組む体制の整備</b>	<b>13</b>
(1) いじめ対策委員会の設置	13
(2) 「いじめ防止対策指導年間計画」別紙①	13
(3) いじめが起こった時の対応の流れ「いじめ対応マニュアル」別紙②	13
(4) 懲戒処分について	13
<b>7 重大事態発生時の対応</b>	<b>14</b>

<重大事態とは> . . . . .	1 4
(1) 報告 . . . . .	1 4
(2) 初期対応 . . . . .	1 4
(3) 事実関係を明確にするための調査を行う . . . . .	1 4
(4) 調査の実施 . . . . .	1 5
(5) 自殺の背景調査における留意事項 . . . . .	1 5
(6) 調査結果の提供及び報告 . . . . .	1 6
(7) その他の留意事項 . . . . .	1 6
8 いじめ対応における関係機関との連携 . . . . .	1 7
(1) 県教育委員会、警察、消防、地域等の関係機関との連携 . . . . .	1 7
<いじめに関する関係機関の連絡方法> . . . . .	1 7
※ネットいじめ相談窓口 . . . . .	1 7

# 学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県塩尻志学館高等学校

## ～ はじめに ～

学校教育において、「いじめ問題」が生徒支援上の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発達により、インターネットへの動画投稿・誹謗中傷など新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本校では、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方について、いじめ問題を学校全体として職員一人一人が正しく理解し、全ての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていくため、「学校いじめ防止等のための基本的な方針」として作成した。

## 1 いじめ防止対策のための基本的な方針

### (1) いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちも、どの学校にも起こりえることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進める必要があるといえる。

「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められている。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）

なお、起こった場所は学校内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの

判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「力の差（強い者が弱い者に対して）」、「継続的」、「意図的」、「深刻」等の要素は全く含まれない。

### （３）いじめの基本的認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### （４）学校として特に配慮が必要な生徒

- ①発達障がいを含む障がいのある生徒
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ③性同一性障がいや性的志向・性自認に係る生徒

### （５）いじめ「解消」の定義

- ①いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月を目安として止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## ２ いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通じた予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

### （１）生徒達や学級の様子を知る

#### ① 職員の気づき

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。

同じ目線で物事を考え、生徒たちと場を共有することで、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことができる。

## ② 実態の把握

生徒たち個々の状況や学級・学校の状況を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、「生徒、保護者への意識」「学校内外・学級内の人間関係」「生徒のストレス」等の調査を実施することが把握の一つの方法として有効である。また、配慮を要する子ども達に対しての情報については、教職員が共有することが必要である。

## (2) 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値のある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の組織、生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりが大切である。

### ① 職員の信頼

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員は生徒のよきモデルとなるように努める。

### ② 教職員の協力体制

いじめの未然防止には、教職員の共通理解が必要で、互いに学級経営、授業、生徒支援等について、尋ねたり、相談するなど、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。

校内組織が有効に機能し、様々な問題への対応できる体制を構築すると共に、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う関係づくりを推進するよう努める。

### ③ 自己有用感・充実感

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、キャリア教育を通じて他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」自己有用感につながり、生徒は大きく成長し、未然防止につながると考える。

### (3) 命や人権の尊重

人権尊重の精神を身に付けるためには、人権教育や道徳教育、体験教育を充実させることが大切である。

#### ① 人権教育の充実

生徒たちに、いじめの定義を理解させ、決して許されるものではないことを理解させ、人権教育を学校、学年、学級、授業等学校生活の全ての場面でを行い、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権意識の高揚を図ることが大切である。

#### ② 道徳教育の充実

いじめ問題は未発達な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものである。

人としての「心づかい」「優しさ」「人の痛みがわかる心」等、道徳教育の重要性を重く認識する。

### (4) 保護者や地域との連携

PTAの各種会議や保護者会等で、指導方針やいじめの実態等の情報交換や、意見交換の場を積極的に設けるようにする。また、いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりを持っていることを理解していただいたり、いじめへの学校、学年、学級の取組について通信により保護者の協力を呼びかけるよう努める。

## 3 いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながるといえる。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいので、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者・地域の方からの情報を収集することが大切である。

#### (1) いじめに気づくには

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心を敏感に感じとれるような感性が求められる。そのためには、一人一人と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行うことが大切である。

#### (2) いじめ発見のポイント

本校では、選択授業が主なため、担任以外の教職員の発見や他の教職員への本人からの

訴えが多くなることが考えられる。また、高校生では潜在化していることがあるため、気づいたり、訴えがあった時点では深刻化しているケースもあると考えられることから、直ちに対応する必要がある。

しかし、いじめは無視やメール等を使用するなどの客観的には把握しにくい形態や、遊びやふざけあいの延長線上のように、被害者と加害者が仲の良い友人であるというような形態、部活動中に練習のふりをして行われるような形態など、大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている場合が多くある。また、いじめを受けている生徒は、「親に心配をかけたくない」「訴えても解決できない」「訴えたら仕返しが怖い」等といった心理が働き、いじめられている本人が黙っているケースがある。最近ではネット上での誹謗中傷などのいじめが多くなっているが、個人情報や携帯にロックをしてあるために、確認できないのが現状である。

そのためには教職員が生徒を観察し、友達関係等を細かく把握するよう努める。

### (3) いじめの態様

いじめはその行為が犯罪として取り扱われるべきと認められる場合がある。その場合、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要となる。

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| ○冷やかす、からかい、悪口、脅し、嫌なことを言われる  | ⇒脅迫、名誉毀損、侮辱           |
| ○ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする      | ⇒暴行、傷害                |
| ○金品をたかられる                   | ⇒恐喝                   |
| ○隠される、盗まれる、壊される、捨てられる       | ⇒窃盗、器物破損              |
| ○いやな事、恥ずかしい事、危険な事をされる、させられる | ⇒強要、強制わいせつ            |
| ○パソコンや携帯電話で誹謗中傷などいやな思いをされる  | ⇒名誉毀損、侮辱、<br>児童ポルノ提供等 |

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (4) 早期発見の手だて

#### ① 観察

休み時間や放課後などの生徒達の雑談の中に、いじめ発見のヒントが隠されていることがある。また、生徒と過ごす時間が多ければ、生徒の状況を観察することができ、生徒からの相談の機会も多くなり、いじめの発見に効果があるといえる。

「生徒のいるところには教職員がいる」ことが、いじめの発見を円滑にする。

#### ② 観察の視点

いじめの被害者、加害者は家庭の生活状況や高校入学以前の状況にも大きく関係している。そのため、中学校側から個々の生徒についての情報収集や保護者懇談会などによる家庭での状況についての情報収集をしておくことが必要である。そして、どの様なグループ

形成になっているのか、グループ内の人間関係はどうであるか把握しておくよう努める。

### ③ 教育相談

学校生活で教職員の積極的な声かけや、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが大切である。また、教育相談係やスクールカウンセラーの活用も促す。

### ④ アンケートの実施

いじめがなく落ち着いた学校と思っている、いじめは見えないことが多く、確認されていないことがある。また、いじめを受けていたり、知っている生徒にとっては、相談することは勇気のいる行動である。隠れているいじめの発見のために、機会を見てアンケートを実施する。

実際にいじめがあった場合においても、状況把握のため事態に応じて実施することが必要である。その場合、答えた生徒が危害を加えられないように、実施方法については状況に応じて配慮をしたり、アンケートの取り扱いについては、慎重に行うようにする。

## 4 いじめの早期対応

いじめ（いじめの兆候）を発見したときには、その行為を軽視することなく、早期の対応が大切になってくる。解決に向け一人で抱え込むことなく、組織的に対応していくことが重要である。

教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法第 23 条の規定に違反し得る。

### (1) 基本的ないじめの対応

#### ① いじめ発見（認知）

- いじめ対策委員会を招集し、実態把握に向けた方法と役割分担の決定をする。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 保護者から生徒を預かり、お返しするまで見守る体制を整備する。
- 校長、教頭に報告を行う。

#### ② 正確な実態把握

- 当事者双方、周囲の生徒から聴き取り、記録する。  
(他の生徒の目に触れないように、場所・時間等に配慮する)  
(情報の提供者についても保護する。)
- 聴き取りを行う場合は、別室において個々に行う。
- 委員会職員の情報を共有し、付け合わせを行い、正確に把握する。
- いじめの全体像を正しく把握する。
- 聴き取った内容を校長・教頭に報告する。

### ③ 指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- 職員会議において教職員に状況説明と、指導の共通理解をはかる。  
(状況に応じて臨時職員会議を行う)
- 管理職と相談した上で、教育委員会や関係機関に報告し協力をお願いをする。

### ④-1 保護者との連携

- 加害者、被害者の保護者と直接会って聞き取りした内容の説明をする。  
(別々に会う)
- 学校としての具体的な対策を話し、理解を得る。
- 保護者の考えを聞く。
- 今後の保護者、学校との連携方法を話し合う。

### ④-2 生徒への指導・支援

- いじめられた生徒を保護する。  
(登下校、休み時間、清掃時間、放課後、クラブ活動等)
- いじめた生徒に、指導を行う。

### ⑤ 以降の対応

- 継続的に支援、指導を行う。
- カウンセラー等を活用し、心のケアにあたる。
- 保護者との連絡を密にし、以降の状況把握に努める。  
(状況によっては、指導の方法を検討する)
- 学校、学年、学級などで、心の教育を行う。

## (2) いじめ発見時の緊急対応

いじめと認知した職員は、その場でいじめを止めさせるとともに、早急にいじめに関わる生徒、生徒の保護者などの関係者に適切な対応をとる。あわせて、ただちに担任、学年主任、生徒指導担当、いじめ対策委員会、学校長、教頭にも連絡し、対応についての話し合いを行う。

いじめられた生徒や相談に来た生徒、情報を伝えにきた生徒に対しては、他の生徒達の目に触れないように配慮を行う。事実確認を行う場合はそれぞれ別の場所にて行う。

事実確認においては双方からの状況を聞き付け合わせを行うとともに、第三者からの情報を得て、正しく把握していく。また、いじめの行為の事実だけではなく、いじめまでの経過や心情についても聴き取りを行う。

事実確認は短時間で把握できるように、多くの職員で対応を行うようにする。

- 把握すべき情報

・ 誰が、誰をいじめているのか。

- ・誰がそのことを知っているのか。誰に相談したか。
- ・いつどこで起こったのか。
- ・どんな被害を受けたのか。
- ・どんな内容のいじめか
- ・いじめのきっかけはなにか。
- ・いつ頃から、どのくらい受けてきたか。
- ・その他どんなことを受けたか。またしてきたか。
- ・この行為についてどのように感じているか。
- ・どのような対応にしてもらいたいか。

### (3) いじめが起きたときの対応

#### ① いじめられた生徒に対して

事実確認と共に、生徒の今の気持ちを受け入れ、共感する。また、「秘密を守ること」「最後まで守りぬくこと」を伝える。

#### ② いじめられた生徒の保護者に対して

認知後すみやかに保護者と面談し、事実関係を正確に伝える。学校の方針を伝え、今後の対応について協議し、理解を得る。家庭と連絡を取り現在の状況や家庭での生徒の様子について情報の交換をして、解決に向かって取り組む。

#### ③ いじめた生徒に対して

いじめた内容や状況を聞き取り、確認を行う。いじめた生徒の背景まで目をむけ、いじめの原因を調べる。教育的配慮をしつつ、いじめは人として決して許されない行為であることを、教員は毅然たる態度で粘り強く指導する。

#### ④ いじめた生徒の保護者に対して

正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図るための思いを伝える。

「いじめは決して許されない行為である」ことを伝え、毅然たる姿勢を示し、学校の方針を伝えると共に、家庭での指導の依頼と、今後のかかわり方について一緒に考える。

#### ⑤ 周囲の生徒達に対して

いじめの傍観者から事実経過の聴き取りを行う。

「いじめは決して許されない行為である」こと、また、「はやし立て」や「見て見ぬふり」についても、いじめられた生徒からするといじめと同じであることについて理解させることを、学年、学級等、学校全体に指導することを検討する。

いじめについて話し合いをさせ、自分達の問題であることを意識させる。

#### ⑥ その他

双方の生徒と積極的に関わったり、保護者との連絡をこまめにとるなど、継続的な指導

・支援を行っていく。必要であれば双方の生徒に対して、カウンセラーなどの関係機関の活用をし、心のケアに努める。

事例検討を行い、再発防止、未然防止に繋げる。

## 5 ネット上のいじめ

インターネットによる危険性を理解した上で、最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上に努める。未然防止には、第一管理者である保護者との連携が必要であり、ネット上のいじめがあった場合には、書き込みや画像の削除等、迅速な対応をとると共に、人権侵害、犯罪、法律違反など当てはまることが多いため、警察等の専門機関と連携して対応を行う。

### (1) ネット上のいじめとは

パソコン・携帯電話・スマートフォンを利用して、特定人物の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のwebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

### (2) 未然防止のためには

現在本校においては、ほとんどの生徒が携帯電話・スマートフォン等を持っており、「学校生活のしおり」や、学年・学級での情報に関するモラルの指導だけでは限界があり、第一管理者である保護者の指導が不可欠で、保護者との連携を密にして指導を行うことが必要である。家庭においてルールづくりをすると共にフィルタリングにより危険から守るための指導をお願いする。

### (3) インターネットの特殊性（生徒達に理解させるポイント）

- ①発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- ②匿名でも書き込みをした人は特定できる。
- ③違法情報や有害情報が含まれている。
- ④書き込みが原因で、トラブルを招き、別の犯罪につながる危険性がある。
- ⑤一度流した情報は、簡単に回収できない。
- ⑥書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される。

## 6 いじめ問題に取り組む体制の整備

### (1) いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法（第22条）に定める組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。また、その役割は以下の通りとする。

#### ① いじめ対策委員会の構成員

教頭 生徒指導主事 生徒支援部相談係 養護教諭 各学年主任

#### ② いじめ対策委員の役割

○学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・「学校生活に関するアンケート調査」を各学期の初めに行い、生徒の状況確認を行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。

○いじめの発見、早期対応

- ・個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○教職員の意識啓発

- ・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会等を企画する。

### (2) いじめ防止指導年間計画

別紙①：「いじめ防止対策指導年間計画」による

### (3) いじめが起こった時の対応の流れ

別紙②：「いじめ対応マニュアル」による

### (4) 懲戒処分について

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し、「停学」「退学」などの懲戒処分とすることもある。

「懲戒処分の基本的考え方」「懲戒処分の方法」については、本校の『生徒の反省指導及び懲戒処分のガイドライン』によるものとする。

## 7 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

### <<重大事態とは>>

◎いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

◎いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速な調査に着手することが必要である。

### (1) 報告

重大事態が発生した場合は、学校は速やかに県教育委員会に報告する。

### (2) 初期対応

学校は、「危機管理マニュアル（長野県塩尻志学館高等学校）」にしたがって迅速かつ適性に対応する。

- ・ 事案発生直後は、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（本校では、いじめ対策委員会）」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒の保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（教育委員会・警察・消防等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

#### 注) 8 いじめ対応における関係機関との連携

<県教育委員会・警察・消防・地域等の関係機関の連絡方法> 参照

### (3) 事実関係を明確にするための調査を行う

学校（又は県教育委員会）は、速やかに組織を設け、当該の重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

## ① 調査委員会の設置

学校は、速やかに県教育委員会に報告し、当該の重大事態に応じて、学校（又は教育委員会）が調査委員会を設置する。

- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

## ② 組織の構成

・公平性・中立性・客観性を確保するため、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と調査委員会の設置について」参照）

## （４）調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

### ① いじめられた生徒からの聴き取り

・いじめられた生徒を守ることを最優先しながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

### ② いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合

・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

## （５）自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育員会）を参考として実施する。

## （6）調査結果の提供及び報告

### ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して随時・適切な方法で説明する。

※この情報提供にあたっては、次のような配慮をする。

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

### ② 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果の報告に添える。

## （7）その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## 8 いじめ対応における関係機関との連携

### (1) 県教育委員会、警察、消防、地域等の関係機関との連携

重大事態が発生した場合には、学校で抱えこむことなく、速やかに県教育委員会へ報告をし、問題解決に向けて指導の助言等、必要な支援を受ける。

解決が困難な事案、特にいじめが暴力行為、恐喝などの犯罪と認められるときには、早期に警察署等に相談し、対応することが必要である。

生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は、直ちに通報する。

いじめの内容や対応の内容においては、弁護士等の専門家を交えて対策を協議することも必要である。

#### <いじめに関する関係機関の連絡方法>

- 県教育委員会                   026-235-7430（高校教育課）  
  026-235-7436（心の支援課）
- 塩尻警察署                    0263-54-0110
- 消防署                         0263-54-0119
- ～医療機関～
- 塩尻病院                       0263-52-0145
- 塩尻市青少年補導委員協議会  
  0263-52-0280（塩尻市こども教育部　こども課こども応援係）

#### ※ネットいじめ相談窓口

- 県教育委員会                   026-235-7436（心の支援課）
- 長野県警生活安全部   生活環境課サイバー犯罪対策室  
  026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター  
  <http://www.ihaho.jp/>
- 地方法務局                    0120-007-110（子どもの人権110番）